

## 花粉の少ない森林づくり対策事業（新規） ～スギ花粉の少ない森林への再生～

【平成20年度概算決定額 2, 286, 178（0）千円】

### 事業のポイント

首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、スギ人工林を伐採・利用し、当該跡地に少花粉スギや広葉樹の植栽を促進させるための資金を造成し、花粉症対策品種の安定供給体制の整備や林種転換への助成を行います。

- ・ スギ花粉症の全国実態調査（日本アレルギー協会等）では、スギ花粉症有病率が関東、東海、近畿ブロックで高くなっているほか、これらの都道府県から花粉対策の充実強化に対する要望が増大。
- ・ 一方、少花粉スギ苗木の供給は、年間9万本程度と少量。

### 政策目標

平成24年度までに少花粉スギ苗木を年間概ね100万本供給する体制を整えるとともに、5年間で首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、合計1.4万haのスギ人工林の林種転換を実施します。

### <内容>

都道府県レベルの団体等が行う以下の事業を実施するため、中央の民間団体に「花粉の少ない森林づくり資金」を造成します。

#### 1. 花粉症対策苗木安定供給事業

- ・ 都道府県レベルの団体が花粉症対策苗木の生産を委託するための事業費の助成を行います。
- ・ 都道府県レベルの団体は、苗木生産団体及び需要者間の需給調整を行いつつ、需要者へ対価（普通スギ苗木の取引価格と同額）で配布を行います。なお、2の事業により植栽が必要になった箇所に優先的に配布を行うものとします。

#### 2. 林種転換協力金事業

都道府県が定める花粉発生源対策推進プランにおいて、特に今後対策を必要とする「花粉発生源対策重点区域」を対象として都道府県レベルの団体が行う以下の事業に対し助成を行います。

ア スギ花粉発生量の軽減を図ることを目的に、以下の場合において、林種転換協力金（①：200千円/ha、②：100千円/ha）の交付

- ① 標準伐期齢以上のスギ人工林概ね1haを皆伐し、その跡地に少花粉スギ品種、広葉樹等を植栽し、スギ花粉発生量の少ない森林への更新を図った場合
- ② VI齢級以上のスギ人工林を針広混交林等へ誘導するための伐採を行った場合

イ 林種転換のために立木を買い取った場合における立木代の助成（事業実施後、立木代相当を資金へ繰入）

#### 3. 花粉症対策林整備推進事業

中央の民間団体が行う都道府県レベルの団体への指導、連絡・調整等及び都道府県レベルの団体が行う花粉症対策苗木の安定的な確保・供給、「花粉発生源対策重点区域」におけるスギ人工林の少花粉スギ林や広葉樹林への円滑な転換に必要な調査・普及啓発等への助成を行います。

<補助率> 定額

<事業実施主体> 民間団体

<事業実施期間> 平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課、研究・保全課]